

水質試験検査報告書

依頼日 2026年03月18日

発行日 2026年03月23日

水道法第20条第3項国土交通大臣及び環境大臣登録 第75号
建築物飲料水水質検査業登録 福島県6水第15号

八丈町公営企業管理者

様

株式会社 江東微生物研究所

本社 東京都江戸川区西小岩5-18-6

電話 (03)3672-1251(代)

試験所 株式会社 江東微生物研究所

環境分析センター

福島県いわき市好間工業団地4-18

電話 (0246)36-8558

取扱営業所: 東京支所

電話: (03)3671-5941

郵便番号 100-1498

住所 東京都八丈島八丈町大賀郷2551番地2

電話番号 04996-2-1128

依頼社名	東京都八丈町役場				事業種別				
施設名					検体名	給水			
採水場所	No.8 末吉出張所(関ノ戸浄水場系管末)				水源				
採水日	2026年3月18日		7:44	採水者	武田卓弥		遊離残留塩素	0.3 mg/L	
天候	前日				気温				
	当日				水温				
		採水区分	他社		持込区分	他社			
試験項目	試験結果		基準値	試験項目	試験結果		基準値		
1 一般細菌	0 個/mL		100個/mL以下	27 総トリハロメタン			0.1mg/L以下		
2 大腸菌	不検出		検出されないこと	28 トリクロ酢酸			0.03mg/L以下		
3 ホルムアルデヒド及びその化合物			0.003mg/L以下	29 フロモジクロメタン			0.03mg/L以下		
4 水銀及びその化合物			0.0005mg/L以下	30 フロホルム			0.09mg/L以下		
5 セレン及びその化合物			0.01mg/L以下	31 ホルムアルデヒド			0.08mg/L以下		
6 鉛及びその化合物			0.01mg/L以下	32 亜鉛及びその化合物			1mg/L以下		
7 ヒ素及びその化合物			0.01mg/L以下	33 フルビム及びその化合物	0.04 mg/L		0.2mg/L以下		
8 六価クロム化合物			0.02mg/L以下	34 鉄及びその化合物			0.3mg/L以下		
9 亜硝酸態窒素			0.04mg/L以下	35 銅及びその化合物			1mg/L以下		
10 シアン化合物イオン及び塩化シアン			0.01mg/L以下	36 ナリウム及びその化合物			200mg/L以下		
11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素			10mg/L以下	37 マグネシウム及びその化合物			0.05mg/L以下		
12 フッ素及びその化合物			0.8mg/L以下	38 塩化物イオン	18.7 mg/L		200mg/L以下		
13 砒素及びその化合物			1mg/L以下	39 総硬度(カルシウム及びマグネシウム等) (硬度)			300mg/L以下		
14 四塩化炭素			0.002mg/L以下	40 蒸発残留物			500mg/L以下		
15 1,4-ジシロキサン			0.05mg/L以下	41 陰イオン界面活性剤			0.2mg/L以下		
16 1,2-ジシロキサン及びトリシロキサン Al, 2-ジシロキサン			0.04mg/L以下	42 ジェオスミン			0.0001mg/L以下		
17 ジクロロメタン			0.02mg/L以下	43 2-メルカプトエタノール			0.0001mg/L以下		
18 テトラクロロエチレン			0.01mg/L以下	44 非イオン界面活性剤			0.02mg/L以下		
19 トリクロロエチレン			0.01mg/L以下	45 フェノール類			0.005mg/L以下		
20 ベンゼン			0.01mg/L以下	46 有機物(TOC)	0.3 mg/L未満		3mg/L以下		
21 塩素酸			0.6mg/L以下	47 pH値	7.5		5.8 ~ 8.6		
22 クロ酢酸			0.02mg/L以下	48 味	異常なし		異常でないこと		
23 クロホルム			0.06mg/L以下	49 臭気	異常なし		異常でないこと		
24 ジクロロ酢酸			0.03mg/L以下	50 色度	0.5 度未満		5度以下		
25 ジプロモクロロメタン			0.1mg/L以下	51 濁度	0.1 度未満		2度以下		
26 臭素酸			0.01mg/L以下	52					
判定	適合: 上記検査項目については、水道法水質基準に適合です。								
備考	色度実測値: 0.06度 濁度実測値: 0.013度								
試験期間	2026年3月18日 ~ 2026年3月23日				水道法水質基準項目の検査方法及び採水方法は				
検査責任者	センター長 岩澤 潤一				平成15年厚生労働省告示第261号によります。				